
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 228 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 228 回金融商品専門委員会（2024 年 11 月 12 日開催）において、未収金及び貸付金等の取扱い、減損の定めの対象に関する検討（IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）第 5.5.1 項）及び IFRS 第 9 号の定めを取入れ方の検討（第 5.5.2 項から第 5.5.20 項）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（未収金及び貸付金等の取扱いに関する意見）

2. 資料(3)第 27 項の事務局提案に同意する。また、資料(3)に記載されている未収金及び貸付金等の取扱いに関する一部の議論は、実務上の参考になると考えられるため、結論の背景に記載することを検討して頂きたい。
3. 満期が 1 年未満であれば会計上の結果は変わらないため、未収金に単純化したアプローチを設けないという事務局提案は理解できる。一方で、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」では、12 か月の予想信用損失で測定した損失評価引当金と全期間の予想信用損失で測定した損失評価引当金とで区分して開示することが要求されている。この点、この開示をそのまま日本基準に取り入れた場合には、満期が 1 年未満の未収金に関しても信用リスクの著しい増大の判定が必要となる可能性があることから、ステップ 5 の議論の対象となる企業の負荷軽減の観点では開示も含めた検討が必要であると考えられる。
4. 単体財務諸表における開示のあり方次第ではあるが、同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付等についても、前項と同様の論点が存在すると考えられる。

（減損の定めの対象に関する検討（IFRS 第 9 号第 5.5.1 項）に関する意見）

全体的な意見

5. IFRS 第 9 号第 5.5.1 項の取入れ方に関する事務局提案の方向性に異論はない。
6. 「予想信用損失の見積高に基づいて算定された貸倒引当金」という用語について、予想

信用損失は見積りの結果であるため、「見積高」と記載することは冗長ではないか。

7. 貸倒引当金は予想信用損失と合致する概念なのかという点、債務保証に対する引当は貸倒引当金ではない点及び企業会計原則との関係性も踏まえて、「貸倒引当金」という用語を引き続き使用することが適切か検討して頂きたい。

IFRS 第9号第4.1.2項又は第4.1.2A項に従って測定される金融資産についての意見

8. 資料(4)第16項の債権及び満期保有目的の債券とその他の有価証券に分類される債券に関する事務局提案に異論はない。
9. 満期保有目的の債券とその他の有価証券に分類される債券について、これらが予想信用損失モデルの適用の対象外となった場合には、実効金利法を前提とした償却原価法は適用されず、現行の日本基準における償却原価法の取扱いが継続されることとなるのか確認したい。

リース債権及び契約資産についての意見

10. リース投資資産について金融商品会計基準の本文に記載しないという事務局提案について、リース債権とリース投資資産とで減損の定めの対象となる旨を記載する会計基準が異なる点が分かりにくいという意見が想定される。この点、リース投資資産についても企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)に記載する、又はリース債権及びリース投資資産の両方が減損の定めの対象となる旨を企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」に記載するなど、会計基準の利用者にとっての理解し易さを考慮して会計基準の開発を進めて頂きたい。
11. リース投資資産及び契約資産について、予想信用損失モデルの対象となることを金融商品会計基準の本文に記載しないことは理解できるものの、結論の背景にはこれらについても記載しないと減損の定め範囲が分かりにくくなるを考える。
12. 資料(4)第29項の契約資産に関する事務局提案に異論はない。
13. 契約資産について金融商品会計基準に記載しない場合、資料(5)第70項に記載されているIFRS第9号第5.5.15項の単純化したアプローチに関する定めとの関係性が分かりにくいと感じる。また、同じく資料(5)第70項に記載されているIFRS第9号第5.5.16項を新たに開発する適用指針(以下「新適用指針」という。)に取り入れる際に支障が生じないか懸念する。

ローン・コミットメント及び金融保証契約についての意見

14. 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（以下「実務指針第 61 号」という。）の会計処理は、発生損失モデルに依拠しているため、事務局提案の通り削除する方向で検討を進めて頂きたい。
15. 実務指針第 61 号の対象とする範囲は、金融保証契約のみではないと考えられるため、すべて削除してよいか留意して頂きたい。
16. 資料(4)第 36 項のローン・コミットメント及び金融保証契約に関する事務局提案に異論はないものの、これらに関する財務諸表の表示についても議論が必要と考える。

(IFRS 第 9 号の定めを取入れ方の検討 (第 5.5.2 項から第 5.5.20 項) に関する意見)**IFRS 第 9 号第 5.5.2 項についての意見**

17. IFRS 第 9 号第 5.5.2 項の取入れ方に関する事務局提案に賛成する。

IFRS 第 9 号第 5.5.3 項、第 5.5.5 項及び第 5.5.9 項についての意見

18. IFRS 第 9 号第 5.5.9 項においては、1 文目に信用リスクの変動について記載しており、2 文目に債務不履行発生リスクの変動について記載しているため、2 文目は一段下位の位置づけにあると読むことができる。また、「デフォルト」という用語は日本語ではネガティブなイメージを持つ用語であり、新適用指針において丁寧な説明が必要であると考ええる。これらの理由により、金融商品会計基準には信用リスクの著しい増大という点のみ記載し、デフォルト・リスクについては新適用指針に記載することがよいと考える。

IFRS 第 9 号第 5.5.4 項、第 5.5.6 項及び第 5.5.8 項についての意見

19. IFRS 第 9 号第 5.5.4 項、第 5.5.6 項及び第 5.5.8 項の取入れ方に関する事務局提案に賛成する。
20. IFRS 第 9 号第 5.5.8 項については、各社の実務を変えないこと及び信用減損金融資産 (POCI) から生じる損益の定義の難しさの観点からも、金融商品会計基準及び新適用指針のいずれにも取り入れないことに同意する。
21. IFRS 第 9 号第 5.5.8 項 (及び IFRS 第 9 号第 5.5.14 項) については、金融商品会計基準へ取り入れないことは同意するものの、新適用指針への取入れの可否については、現行の移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」第 123 項から第 125 項までの貸倒引当金に関する表示の定めも含めて検討する必要がある。

IFRS 第 9 号第 5.5.10 項から第 5.5.12 項についての意見

22. IFRS 第9号第5.5.10項から第5.5.12項の取入れ方に関する事務局提案に賛成する。

IFRS 第9号第5.5.13項から第5.5.16項についての意見

23. IFRS 第9号第5.5.13項から第5.5.16項の取入れ方に関する事務局提案に賛成する。

24. IFRS 第9号第5.5.14項のPOCIから生じる損益について金融商品会計基準に取り込まないことに同意するものの、実務での対応をスムーズに進めるため、貸倒引当金が借方になる場合の対応例や考え方について補足文書に記載することを検討して頂きたい。

25. 資料(5)第70項に示されている金融商品会計基準の文案の第28-5項について、リース投資資産の将来のリース料を収受する権利に関して注釈で補足した方が理解しやすいと考える。

IFRS 第9号第5.5.17項から第5.5.20項についての意見

26. IFRS 第9号第5.5.17項については、IFRSでは太字で示されており、重要性がある内容と考えられることから、金融商品会計基準に取り入れた方がよいと考える。この点、IFRS第9号の内容と整合的な内容を金融商品会計基準に取り入れ、そのうえで新適用指針の中で、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮し、必要に応じてマネジメント・オーバーレイで調整することを認めるオプションを記載することが考えられる。

27. IFRS 第9号第5.5.18項から第5.5.20項の取入れ方に関する事務局提案に賛成する。

28. IFRS 第9号第5.5.19項については、予想存続期間が1年未満の場合には信用リスクの見積期間を1年とすることができるというオプションに関連すると考える。

その他

29. 会計基準においては、ステップ2とステップ4とで共通するような原則の部分を記載し、新適用指針に記載するオプションについては、いずれが好ましいということは定めずに会計方針の選択肢として示すという理解でよいか確認したい。

以 上